主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
第１　基本方針 〈法第115条の3第1項〉	その利用者が可能な限りその居宅において，自立した日常生活を営むことができるよう，利用者の心身の状況，希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定介護予防福祉用具の選定の援助，取付け，調整等を行い，特定介護予防福祉用具を販売することにより，利用者の心身機能の維持回復を図り，もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっているか。♦平18厚令35第281条		
第１の２ 人権の擁護及び虐待の防止	□　利用者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため，責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対する研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めているか。		
第１の３ 暴力団の排除	□　管理者及び従業者（副管理者その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それと同等以上の職にある者であって、利用者の利益に重大な影響を及ぼす業務について一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるもの）は、京都府暴力団排除条例第２条第３号に掲げる暴力団員ではないか。 □　運営について、京都府暴力団排除条例第２条第４号に掲げる暴力団員等の支配を受けていないか。		
第２　人員に関する基準 〈法第115条の4第1項〉	※　福祉用具販売事業の主眼事項第２の全てを，介護予防福祉用具販売事業に準用する。♦平18厚令35第282条，283条 ただし，「福祉用具販売」は「介護予防福祉用具販売」と，「介護予防福祉用具販売」は「福祉用具販売」と，第２の１(2)「二　指定特定介護予防福祉用具販売事業者　指定介護予防サービス等基準第282条第１項」は「二　指定特定福祉用具販売事業者指定居宅サービス等基準第208条第１項」と読み替える。　♦平11老企25第4の一		
第３　設備に関する基準 〈法第115条の4第2項〉	※　福祉用具販売事業の主眼事項第３の全てを，介護予防福祉用具販売与事業に準用する。♦平18厚令35第284条 ただし，「福祉用具販売」は「介護予防福祉用具販売」と，「介護予防福祉用具販売」は「福祉用具販売」と，「貸与」は「販売」と，「介護予防サービス等基準第284条」は「居宅サービス等基準第210条」と読み替える。♦平11老企25第4の一		
第４　運営に関する基準 〈法第115条の4第2項〉	※　以下の項目を除く項目で，福祉用具販売事業の主眼事項第４「運営に関する基準」のうち，１から11，13及び17から32は，介護予防福祉用具販売事業に準用する。 ただし，「特定福祉用具」は「特定介護予防福祉用具」と，「居宅介護支援」は「介護予防支援」と，「要介護認定」は「要支援認定」と，「居宅サービス計画」は「介護予防サービス計画」と，「要介護状態の程度を増進させたと認められるとき」は「要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき」と読み替える。		
１　販売費用の額等の受領　1 2	□ サービスを提供した際には，法第56条第３項に規定する現に当該特定介護予防福祉用具の購入に要した費用の額（以下「販売費用の額」という。）の支払いを受けているか。♦平18厚令35第286条第1項 ◎　販売費用の額には通常の事業の実施地域においてサービスを行う場合の交通費等が含まれる。♦平11老企25第3の十二3(2)① □ 上記1の額の支払を受けるほか，次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていないか。♦平18厚令35第286条第2項 ア　通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定介護予防福祉用具販売を行う場合の交通費 イ　特定介護予防福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用 ◎　福祉用具の搬入に通常必要となる人数以上の従業者が必要となる場合等を指す。♦平11老企25第3の一二3(2)② ※　保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあ		

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
3	いまいな名目による費用の支払を受けることは認められない。 □ 2の費用の額に係るサービスの提供に当たっては，あらかじめ，利用者又はその家族に対し，当該サービスの内容及び費用について説明を行い，利用者の同意を得ているか。♦平18厚令35第286条第3項 ※　当該同意については，利用者及び事業者双方の保護の立場から，当該サービスの内容及び費用の額を明示した文書に，利用者の署名を受けることにより行うものとする。 　この同意書による確認は，利用申込時の重要事項説明に際して包括的な同意を得ることで足りる。♦平12老振75，老健122連番		
第５　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 <第115条の3第1項> １　指定特定介護予防福祉用具販売の基本取扱方針	□ 利用者の介護予防に資するよう，その目標を設定し，計画的に行われているか。♦平18厚令35第290条第1項 □ 自らその提供するサービスの質の評価を行い，常にその改善を図っているか。♦平18厚令35第290条第2項 □ サービスの提供に当たり，利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっているか。♦平18厚令35第290条第3項 □ 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めているか。♦平18厚令35第290条第4項 ◎　「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として，利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること。♦平11老企25第4の三12 (1)②		
２　指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針	□ サービスの提供に当たっては，利用者の心身の状況，希望及びその置かれている環境を踏まえ，特定介護予防福祉用具が適切に選定され，かつ，使用されるよう，専門的知識に基づき相談に応じるとともに，目録等の文書を示して特定介護予防福祉用具の機能，使用方法，販売費用の額等に関する情報を提供し，個別の特定介護予防福祉用具の販売に係る同意を得ているか。♦平18厚令35第291条第1号 □ 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては，特定介護予防福祉用具販売計画に基づき，利用者が日常生活に基づき，利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っているか。♦平18厚令35第291条第2号 □ サービスの提供に当たっては，販売する特定福祉用具の機能，安全性，衛生状態等に関し，点検を行っているか。♦平18厚令35第291条第3号 □ サービスの提供に当たっては，利用者の身体の状況等に応じて特定介護予防福祉用具の調整を行うとともに，当該特定介護予防福祉用具の使用方法，使用上の留意事項を記載した文書（当該特定介護予防福祉用具の製造事業者，当該特定介護予防福祉用具貸与事業者等の作成した取扱説明書をいう。）を利用者に交付し，十分な説明を行った上で，必要に応じて利用者に実際に当該特定介護予防福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行っているか。 ♦平18厚令35第291条第4号 ◎　特に，腰掛け便座，自動排泄処理装置の交換可能部品等の使用に際し衛生面から注意が必要な福祉用具については，衛生管理の必要性等利用に際しての注意事項について十分説明すること。 ♦平11老企25第4の三12 (2)② □ 介護予防サービス計画に指定特定介護予防福祉用具販売が位置付けられる場合には，当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じているか。 ♦平18厚令35第291条第5号 ◎　福祉用具専門相談員は，サービス担当者会議等を通じて，特定介護予防福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならない。♦平11老企25第4の三12 (2)③		

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
	注　上記の規定は福祉用具専門相談員の業務の方針，手続を明確にしたものであり，福祉用具専門相談員は原則としてこれらの手続を自ら行う必要がある。♦平11老企25第15の3(4)①		
3　特定介護予防福祉用具販売計画の作成	□ 福祉用具専門相談員は，利用者の心身の状況，希望及びその置かれている環境を踏まえて，特定介護予防福祉用具貸与の目標，当該目標を達成するための具体的なサービスの内容，サービスの提供を行う期間等を記載した特定介護予防福祉用具販売計画を作成するものとする。なお，指定介護予防福祉用具貸与の利用がある場合は，介護予防福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しているか。 ♦平18厚令35第292条第1項 ◎　福祉用具専門相談員は，特定介護予防福祉用具販売計画を作成しなければならないこととしたものである。特定介護予防福祉用具販売計画に当たっては，福祉用具の利用目標，具体的な福祉用具の機種，当該機種を選定した理由等を選定した理由等を明らかにするものとする。その他，関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には，留意事項に記載すること。 なお，特定介護予防福祉用具販売計画の様式については，各事業所ごとに定めるもので差支えない。♦平11老企25第2-12⑶① *H24Q＆A　vol.1　問101* *計画には，最低限次の事項の記載が必要であると考えられる。* *・　利用者の基本情報（氏名，年齢，性別，要介護度等）* *・　福祉用具が必要な理由* *・　福祉用具の利用目標* *・　具体的な福祉用具の機種と当該機種を選定した理由* *・　その他関係者間で共有すべき情報(福祉用具を安全に利用するために特に注意が必要な事項,日常の衛生管理に関する留意点等)* □ 特定介護予防福祉用具販売計画は，既に介護予防サービス計画が作成されている場合は，当該計画の内容に沿って作成しているか。 ♦平18厚令35第292条第2項 ◎　指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第30条第12号において，「担当職員は，介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者に対して，指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定していることを踏まえ，介護予防サービス計画に基づきサービスを提供している指定介護予防支援事業者から特定介護予防福祉用具販売計画書の提供の求めがあった際には，当該特定介護予防福祉用具販売計画書を提出することに協力するよう努めるものとすること。　♦平11老企25第4の三1(2)⑥準用 □ 福祉用具専門相談員は，特定福祉用具販売計画の作成に当たっては，その内容について利用者又はその家族に対して説明し，利用者の同意を得ているか。♦平18厚令35第292条第3項 □ 福祉用具専門相談員は，特定介護予防福祉用具販売計画を作成した際には，当該特定介護予防福祉用具販売計画を利用者に交付しているか。♦平18厚令35第292条第4項		
第６　変更の届出等 <法第115条の5>	□　事業所の名称及び所在地その他施行規則第140条の22で定める事項に変更があったとき，又は当該事業を廃止し，休止し，若しくは再開したときは，同条で定めるところにより，10日以内に，その旨を京都府知事に届け出ているか。		